

(同)

吾々ハ飽迄モ爭議ヲ繼續セントスルモノテハナク又  
自治管理金ノ引渡モ故ナク拒ムモノデモナイカ併作  
唯自治管理金引渡ニ際シ諸君等モ御承知ノ通り爭議  
ス斯ノ如クナリタル以上諸君等ノ援助ニ依リ復々毒  
ナル解約者ノ復職運動、會社ヨリ爭議費用ノ支給、  
金光、鈴木ノ傷害事件ニ對スル慰籍料ノ支給等ニ付  
キ會社側ニ對シ要求交渉モラレタイト共ニ該交渉ニ  
ハ吾々同志會員ヲ半数加ハラレタイ。

(新)

自治管理金ニ幾分カ手ノ付テ居ル現狀ヲルカ事實ナ  
リ

(同)

自治管理金ニハ一末タリトモ手ハ付ケテナイガ之ヲ  
担保ニ第三者ヨリ相當ナル金額ヲ借用シ居ル然レ  
シ該担保借用問題ハ前記条件ノ解決ニタル曉ニ吾々  
ノ手ニ因テ返還スル考ハナシカ夫レマデハ絶對ニ自  
治管理金ノ引渡ヲナスコトハ出来ナイ

(新)

管理金ヲ担保トナシ借用シタル理由借用シタル第三  
者ノ姓名、借用金額、現在本部員ト称スルモノ、人  
員氏名等ヲ明シカニセテラレテハ如何

(同)

担保借用ノ理由其他ハ後日交渉ノ進ミタル際明シカ